

教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項

【近畿大学大学院法務研究科法務専攻】

年 度	法科大学院年次 報告書の提出	付 記 事 項	備 考																		
平成 21 年度	○	特になし。																			
平成 22 年度	○	平成 23 年度入学者選抜より、法学既修者認定に係る法律科目試験の科目に行政法が追加された。																			
		平成 22 年度入学者より、修了要件単位数が次のとおり変更となった。	下線部が変更 となった箇所																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変 更 前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律基本科目</td> <td>法律基本科目</td> </tr> <tr> <td>・ 公法系科目 12 単位</td> <td>・ 公法系科目 12 単位</td> </tr> <tr> <td>・ 民事系科目 34 単位</td> <td>・ 民事系科目 35 単位</td> </tr> <tr> <td>・ 刑事系科目 12 単位</td> <td>・ 刑事系科目 12 単位</td> </tr> <tr> <td>法律実務基礎科目 12 単位</td> <td>法律実務基礎科目 12 単位</td> </tr> <tr> <td>基礎法学・隣接科目 4 単位</td> <td>基礎法学・隣接科目 4 単位</td> </tr> <tr> <td>展開・先端科目 12 単位</td> <td>展開・先端科目 12 単位</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 上記のほか、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から 8 単位履修しなければならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計 94 単位</td> <td style="text-align: right;">合計 95 単位</td> </tr> </tbody> </table>	変 更 前	変 更 後	法律基本科目	法律基本科目	・ 公法系科目 12 単位	・ 公法系科目 12 単位	・ 民事系科目 34 単位	・ 民事系科目 35 単位	・ 刑事系科目 12 単位	・ 刑事系科目 12 単位	法律実務基礎科目 12 単位	法律実務基礎科目 12 単位	基礎法学・隣接科目 4 単位	基礎法学・隣接科目 4 単位	展開・先端科目 12 単位	展開・先端科目 12 単位	※ 上記のほか、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から 8 単位履修しなければならない。		合計 94 単位
変 更 前	変 更 後																				
法律基本科目	法律基本科目																				
・ 公法系科目 12 単位	・ 公法系科目 12 単位																				
・ 民事系科目 34 単位	・ 民事系科目 35 単位																				
・ 刑事系科目 12 単位	・ 刑事系科目 12 単位																				
法律実務基礎科目 12 単位	法律実務基礎科目 12 単位																				
基礎法学・隣接科目 4 単位	基礎法学・隣接科目 4 単位																				
展開・先端科目 12 単位	展開・先端科目 12 単位																				
※ 上記のほか、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から 8 単位履修しなければならない。																					
合計 94 単位	合計 95 単位																				
1 年次における履修科目として登録することのできる単位数の上限を、授業科目「法学基礎（憲法）」、「法学基礎（行政法）」、「法学基礎（民法）」、「法学基礎（民事訴訟法）」、「法学基礎（刑法）」、「法学基礎（刑事訴訟法）」を履修する場合に限り、36 単位を超えて最大 42 単位とした。			36 単位を超える部分は中教審報告*に基づく措置。																		

* 平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」